宇佐市ホームページ広告掲載募集要項

１ 趣旨

この要項は、宇佐市広告料収入事業実施要綱（平成19 年宇佐市告示第38 号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、宇佐市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定める。

２ 広告の方法等

(1) 市ホームページへの広告の掲載は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下同じ。）による。

(2) バナー広告には、要綱第3 条に該当する広告は、掲載することができない。バナー広告から当該バナー広告に係るホームページにリンクする場合において、当該ホームページの内容が要綱第3 条に該当する場合も、同様とする。

３ 規格及びデザイン

(1) バナー広告の規格は、次のとおりとする。

① 画面表示は、縦３６ピクセル、横１２８ピクセルとする。

② データの形式はＧＩＦ形式とし、容量は４キロバイト以内とする。

(2) バナー広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。

① 市の事業であると誤解をされるおそれのあるもの

② 市ホームページのイメージを損なうおそれのあるもの

③ 画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの

④ 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

４ 掲載料

バナー広告の掲載料は、月額１０，４７０円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

５ 掲載期間

バナー広告の掲載期間は、１月を単位に、最大１２月連続して掲載することができる。

６ 広告掲載の募集

(1) バナー広告の掲載は、公募によるものとし、募集は市長が指定する期間に市ホームページ等で行う。

(2) 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、広告を随時募集することができる。

７ 広告掲載の申込み及び決定等

(1) 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、宇佐市ホームページ広告掲載申込書（様式第１号）に必要な事項を記入して、市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前項の規定による申込みがあったときは内容を審査し、その結果を宇佐市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第２号）により、申込者に通知するものとする。

(3) 市長は、前項の広告掲載に係る決定を行った後に事情変更等により、広告の内容等が要綱第3 条の基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

附　則

この要項は、令和元年１０月１日から施行する。